

企画競争説明書

(Q C B S 方式)

業務名称：コートジボワール共和国 北部回廊（ターボ・コース・ブアケ）送変電設備整備事業準備調査

案件番号：19a00119

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

第 4 章 契約書（案）

2019年6月26日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年6月26日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール共和国 北部回廊（ターボ・コスー・ブアケ）
送変電設備整備事業準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年8月 ～ 2020年6月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【調達部契約第二課 加藤真一郎：Kato.Shinichiro2@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和01・02・03年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
- 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年7月10日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年7月19日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。
 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
 見積書 正1部 写 1部
 注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。
- (5) プロポーザルの無効
 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点
 プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。
- (2) 評価方法
- 1) 技術評価
 「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内	40%以下

容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	
--	--

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

（価格評価点）＝〔（予定価格－見積価格）／予定価格〕×100＋80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

（価格評価点）＝120－〔（予定価格－見積価格）／予定価格〕×100

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年8月7日（水） 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109/110会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

（4）契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年8月9日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

（３）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を
通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契
約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公
示を行う場合があります。

（４）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から２週間以内に申込み頂
ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、２週間を過ぎての申込
みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情
報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人
との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウ
ェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさ
せていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めてい
ること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近３か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法
人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務
諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交

涉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

コートジボワール政府は、国家開発計画（2016-2020年）において「人的資本強化及び社会福祉の拡充」及び「産業化による経済構造の転換推進」を重点戦略に掲げ、住民の生活環境の改善及び持続的な成長を支えるため、2014年時点で40%の電化率を2020年までに77%まで引き上げること为目标としている。当該目標を達成するため、政府は①発電設備容量を1,409MW（2011年）から、2030年までに5,691MWに増大させること、及び②全国で送配電網を約5,500キロ延長させ、46か所の変電所を整備することを計画している（発電・送電用マスタープラン（2015年6月策定）。以下「MP」という）。民間投資により発電容量は着実に増えているが、依然として送配電設備の老朽化及び不足による送配電ロス、停電等が指摘され、送変電・配電インフラの整備が急務となっている。

当国発電設備は6割を火力、4割を水力で構成している。燃料確保の点から火力発電所は同国南部に位置し港湾施設を有するアビジャンに集約され、水力発電所は南西部、中央部、南東部の各水系に分散されている。電源のない北部と北で接する隣国マリ共和国、ブルキナファソへは、主に南部から北部に連系するターボ・コスー・ブアケ間の225kV送電線により電力を供給している。

しかしながら、当該区間は1回線の送電線で北部への電力供給を行っており、同送電線に事故が生じた場合、他の系統経由では長距離送電による大幅な電圧低下と送電容量不足で、大規模な停電を引き起こす可能性が高く、当該区間の2回線化が急務となっている。

さらに、西アフリカでは国家間で電力を融通する西アフリカパワープール（WAAP）という枠組みがあり、当国は電力供給国として重要な位置を占める。このように政府は国内の電力需要を満たすことに加え、マリ共和国、ブルキナファソ等隣国への電力供給への対応も求められており、送電容量の増量も重要な課題となっている。

以上を踏まえ、コートジボワール政府は当該送電線の2回線化と配電網強化により、中部及び北部並びに隣国への送電容量の増加及び電力供給の安定化を図り、もって地域住民の生活環境の改善及び産業活動の活性化を促進することを優先事業の一つに位置付けている。

本調査は、新規円借款案件の形成を目的とし、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

（1）事業名

北部回廊（ターボ・コスー・ブアケ）送変電設備整備事業

（2）事業目的

本事業は、ターボ・コスー・ブアケ送電線の2回線化（※）と配電網強化により、中部及び北部地域の電力供給の安定化並びに隣国への送電容量の増加を図り、もって隣国も含め広域的に地域住民の生活環境の改善及び産業活動の活性化を促

進するもの。

(3) 事業概要

- 1) ターボ変電所(既設)・コスー変電所間(既設)の 225kV 送電線 (約 142km) の新設 (※)
- 2) コスー変電所(既設)・ブアケ 3 変電所(新設予定。本事業対象外)間の 225kV 送電線の新設 (約 135km) (※)
- 3) ターボ・コスー間の既設 225 kV 送電線の容量増
- 4) 既設変電所 (ターボ及びコスー) の拡張
- 5) ヤムスクロ市 (首都) 及びブアケ市内の配電網強化
(※) 同区間の送電線新設について、先方からは 2 回線の新設 (既設を合わせると 3 回線になる) 要望が出ており、同支援の妥当性を確認する必要がある。

(4) 対象地域

アニエビー・ティアッサ州 (Région de l' Agnéby-Tiassa)、ペリエ州 (Région du Bélier)、ベケ州 (Région du Gbéké)

(5) 実施機関

石油・エネルギー・再生可能エネルギー開発省、コートジボワールエネルギー公社 (以下「CI エナジー」という。)

3. 業務の目的

本業務は、「北部回廊 (ターボ・コスー・ブアケ) 送変電設備整備事業」について、先方政府が実施した本事業にかかるフィージビリティ調査 (以下「先方 F/S 調査」という) 及び詳細設計調査 (以下、先方「先方 D/D 調査」という) を踏まえつつ、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施 (調達・施工) 方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

なお、配電網強化については、追加的に先方から支援要望が挙げられたことから、両市の配電網強化についても調査対象として検討する。

また、送電線の複数回線化について、先方からは対象区間に新たに 2 回線新設し、当該区間を 3 回線化するという要望も出ているため、同要望についてもその妥当性を含め調査対象として検討を行う。

4. 業務の範囲

本業務は、「北部回廊 (ターボ・コスー・ブアケ) 送変電設備整備事業」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際、そ

の検討資料として用いられることとなる。本調査でとりまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で充分発注者と協議すること。

一方で、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があることに留意し、コートジボワール側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

（２）審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、発注者から基本的な基準、とりまとめの様式等を指示することがある。

- １） 事業実施妥当性検証と事業対象の選定
- ２） 調達・施工方法
- ３） 事業費
- ４） 事業実施機関の実施能力
- ５） 操業・運営/維持・管理体制
- ６） 運用・効果指標（温室効果ガスの削減効果含む）

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）を行う可能性がある。

（３）本邦技術の活用

本事業の実施に当たっては、コートジボワール側のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の活用をキャパシティビルディング及び技術波及効果の観点も踏まえて検討し、その結果を発注者へ報告するとともに、本邦技術の活用可能性についてコートジボワール側関係機関と十分に協議・調整を行う。

「インフラシステム輸出戦略」等日本政府の方針に従いつつ、あらゆる検討可能な技術の洗い出しを行い、本事業への適用可能性を検討すること。

また、本邦技術の活用可能性については随時発注者から情報提供・作業依頼を行う可能性があり、かかる依頼を受けた場合には対応すること。

（４）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、「JICA環境ガイドライン」という。）に基づき、カテゴリ分類がBとされるが、コートジボワール国内法上の環境影響評価（EIA）作成の要否及び事業対象地の住民移転・用地取得の有無を確認する。

上記検討結果を踏まえ、EIAや住民移転・用地取得計画（RAP）の作成が必要である場合には、本調査を通じて作成支援を行う。なお、2019年3月時点で先方から聴取した限りでは、CIエナジーが先んじてEIAを作成中との情報も得ているところ、業務開始後、CIエナジーが作成したEIAの確認・レビュー、JICA環境ガイドラインに照らしての乖離分析及び乖離がある場合の対応方針の作成を行うものとする。

また、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、発注者に報告すること。

(5) 既存情報の活用について

以下の既存情報を用いて、調査を行う。

1) JICA 実施調査

「コートジボワール国電力セクターに係る情報収集・確認調査」

2) 先方政府が実施した本事業の調査結果

本事業では、先方F/S調査及びD/D調査を先行実施済みである。迅速な事業実施のため、これら既存調査を最大限活用し、効率的に調査を実施する。

- ・ (先方 F/S) Avant-Projet Sommaire « DOUBLEMENT DE LA FILE 225KV TAABO-KOSSOU-BOUAKE-FERKE ET CREATION DU POSTE 225 KV DE BOUKE3 »(Mars 2014) (仮英訳あり)
- ・ (先方 D/D) ETUDE D'AVANT-PROJET-DETAILLÉE ET DOSSIERS D'APPEL D'OFFRES « RENFORCEMENT CORRIDOR NORD (TAABO-KOSSOU-BOUAKE) ET CREATION DES POSTES 225KV DE YAMO USSOUKRO2 ET BOUAKE3 » (Octobre 2019) (仮訳あり)
- ・ (ブアケ市における配電網整備分析) ANALYSE DU RESEAU CORRIDOR NORD DU RESEAU ELECTRIQUE IVORIEN, RESTRUCTURATION DU RESEAU HTA DE LA VILLE DE BOUAKE (Septembre 2018)
- ・ (ヤムスクロ市における配電網整備分析) ANALYSE DU RESEAU CORRIDOR NORD DU RESEAU ELECTRIQUE IVORIEN, RESTRUCTURATION DU RESEAU HTA DE LA VILLE DE YAMO USSOUKRO (Septembre 2018)

(6) 迅速化提案

コートジボワール側の更なる迅速化への要望に応えるため、事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること¹。

(7) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

本事業において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照する。同マニュアルは、設計・積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(8) 事業概要の対外説明にかかる資料作成

本業務を通じて提案される円借款案件について、発注者が日本政府や本邦企業等に審議・説明を行う必要がある場合には、契約期間中、その資料作成や質疑応答等の業務支援を依頼することがある。

¹ 調査実施過程のみならず、プロポーザルにおいて、本件調査の調査期間短縮のための方策、及び本体事業の工期短縮のための方策等を提案してください。プロポーザルの技術評価に反映します（プロポーザル評価配点表参照）。調査工程や工期の短縮へのインパクトが小さいものでも、実現可能性の高い提案を評価します。実現の可能性が低い提案は低い評価としますので、ご留意ください。

(9) 先方政府に提示する資料の事前確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。

(10) 工事安全上の留意点の整理

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、架設、交通規制等、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に借入国の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制等）は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。本調査に先んじて実施した情報収集・確認調査及び先方政府から提供を受けた資料・データを詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行うこと。

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成、説明及び協議

1) 関連資料・情報の収集・分析

発注者が実施した調査、先方政府が実施済みのF/S調査及びD/D調査等の調査結果や関連資料・情報や関連データを整理・分析・検討し、既存資料の分析結果、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定に当たっては、作業の効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行うこととする。また、現地収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップする。この際、既存資料・データとの重複がないか、十分に確認すること。

2) インセプション・レポートの作成、説明及び協議

上記1)の既存資料の分析結果、基本方針やファイナル・レポートの目次案等で構成されるインセプション・レポートを作成し、発注者との協議を経て、提出する。提出時期の設定に当たっては、発注者が内容を確認する時間を確保する。

現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、コートジボワール側関係機関及びJICAコートジボワール事務所に対し、既存資料の分析結果、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 事業の背景・経緯の確認

MP等で分析されているコートジボワールにおける電源開発計画、電力系統拡充計画、地方電化計画、電力潮流予測等を踏まえて、本事業の内容及び過去の経緯の把握を通じて、電力需給状況や送配電計画の観点から、本事業の意義、妥当性、位置づけを検証する。そのため、以下の点を確認する。

- 1) コートジボワールの電力セクターに係る政策・方針・開発計画のレビュー
- 2) コートジボワールの送配変電部門を含む電力セクターの課題のレビュー
- 3) コートジボワールの送配変電部門における他ドナー（世銀、アフリカ開発銀行、AFD 等）の動向確認
- 4) 事業対象地域を中心としたコートジボワールにおける電源開発及び送配電計画のレビュー及び現状調査
- 5) 西アフリカパワープール（WAPP）との国際連系における融通計画の調査・確認
- 6) 上記を踏まえた本事業の必要性及び実施意義の確認
- 7) コートジボワールの送配電部門に関する法制度や規制の確認

（３）事業対象系統及び既存設備の現状調査

- 1) 事業対象系統に関する送電系統図及び単線接続図の収集及びレビュー
- 2) 現状における事業対象系統における電力需給状況や系統信頼度状況、及び関連する変電所設備の電力潮流・電圧状況、需要予測情報の確認・調査
- 3) 事業対象系統における既存の送配電設備及び関係する変電所設備に係る仕様及び現況の確認（送電鉄塔、基礎、変電設備、配電設備の標準設計、標準規格他）
- 4) 既存資料及び収集情報の分析に基づく事業対象地域における将来の電力需要予測のレビュー
- 5) 上記４）に基づく系統解析の実施（潮流解析、短絡容量解析、過渡安定度解析を含む）

（４）本邦技術の活用

本事業において活用することが見込まれる本邦技術について検討する。日本が比較優位を有する技術の具体的仕様については以下の内容も含め、本邦企業にもヒアリングした上で特定する。そのうえで、コートジボワールにおける適用可能性、必要性（コストベネフィット分析を含む）、維持管理の可否、コートジボワールにおける入札制度と機材調達方法、輸出入規制などとの整合性の観点から実現可能性を十分調査し、必要性・妥当性が認められた場合、本事業のコンポーネントとして具体的な提案を行うこと。

- 1) 低損失電線
- 2) アモルファス変圧器

（５）カウンターパートの本邦招へい

本事業の円滑な実施のため、コートジボワール政府及び実施機関の関係者を本邦招へいする²。以下案を踏まえ、被招へい者の選定、時期、実施内容等につき発注者との相談の上、実施する。

- 1) 招へい者：実施機関から５名程度

² 本邦招へいにかかる業務量としては、国内業務日数10日として、見積書を作成してください。また、直接経費は、発注者が指示する定額で見積もってください。なお、調査進捗の過程で、発注者が本邦招へいの必要がないと判断した場合は、本件本邦正平業務を排除するための契約変更を行います。

2) 招へい回数・期間：1回、1週間程度

(6) 本事業の計画概要策定

発注者との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業概要を策定する。

1) 本事業の目的、必要性、妥当性

2) 主要施設の内容

計画の対象となる送電線、変電所、配電網等その他付属設備について、その主要な諸元を計画する。段階的な実施の可能性があることから、主要施設については先方政府とも協議の上、優先順位付けを行う。

3) コンサルティングサービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティングサービス（詳細設計、入札補助・施工監理等）の内容とその予算規模（M/M）含むについて計画する。

(7) 概略設計及び最適案の選定

発注者が実施した情報収集・確認調査、先方 F/S 調査及び D/D 調査結果並びに、本調査結果を十分検討・分析した上で、以下の項目を含む概略設計を行う。なお、設計に当たっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

1) 新規送電線の仕様

仕様の比較検討に際しては、一般送電線に加え、本邦技術の活用検討を踏まえ、送電損失、環境影響、コストなどの観点から検討し、最適案を選定する。

2) 既設変電所の拡張にかかる仕様

3) 既設送電線の容量増にかかる仕様

仕様の比較検討に際しては、一般送電線に加え、本邦技術の活用検討を踏まえ、送電損失、環境影響、コストなどの観点から検討し、最適案を選定する。仮縦断図を作成し地上高等問題の有無を確認する。

4) 新規送電線のルートの代替案及び最適ルート

送電線ルートにつき複数案を環境社会調査や二次データをもとに評価し、工事費を概算の上、経済性・技術・環境社会配慮の観点から本事業に最適なルートを選定する。検討に際しては、ルート上及びその周辺地域における将来的な都市化の進展及びそれに伴う環境社会配慮上の問題、支障物件の有無についても配慮すること。また、提案する送電線ルートについて、通行権（RoW）に関する課題の有無を確認し、必要に応じて、課題解決に向けた措置を合わせて提案すること。施工中のアクセス道路等の一時使用地についても重大な支障の有無について確認を行う。

5) 基本設計図の作成

送電線ルート図、鉄塔の一般図、鉄塔の基礎図、機器リスト、仮縦断図（新設既設）

6) 配電設備整備に関する情報収集、分析、スコーピング

配電線の拡充計画、既設配電設備の状況、需要想定、既設設備に関する設計基準データ収集、分析、分析結果を踏まえた案件形成に資する改善案（増強、改修の順位付け）の作成

（８）自然条件調査

送電線ルートの確認は、最新の地形データ情報を収集し、ルートマップを作成したうえでの現地踏査によるものとする³。

なお、送電線ルートの確定に際し、平面測量や地質調査の実施が必要だと判断された場合は、必要な自然条件調査を追加業務として契約変更を行い、実施することとする⁴。

（７）施工・調達計画の検討

概略設計で示された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。また、必要機材の調達・搬入スケジュールの算定（調達機材のパッケージ化、調達先・方法、使用する JICA 標準入札書類（契約約款）、輸送・据付スケジュール等）についても検討する。

なお、本事業の技術的な制約等を鑑み、施工を見据えた概略設計・施工計画を作成する。その際に、本事業に関連して工事段階で必要となる、建設ヤード、採石場、土取場、ベースキャンプ、仮設アクセス道路等の関連施設については、位置、規模等の概略を確定し、施工計画に盛り込むこととする。

本事業内容には既設の送電線改修や変電所拡張も含まれることから、概略設計・施工計画等の検討時に停電範囲の極小化も念頭に検討する。

（８）事業実施スケジュールの検討

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計及び施工期間について、月単位のバーチャートにより、計画を策定する。その際、送電線、変電所等の施工項目や本体施工以外の工程（EIA の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示したうえで、最も効果的・効率的なスケジュールの妥当性を検討する。

特に、先方政府からは本事業の緊急性に鑑み、送電線の 2 回線化については可能限り速やかな完工にかかる要望が強いことから、同要望は最大限考慮しスケジュールの検討を行う（段階的实施、部分開通等の可能性検討を含む）。

（９）概略事業費の積算

１）事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、レポートには事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果はレポートには記載しない。

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利

³ 現地踏査以外のルート確認方法を採用する場合は、プロポーザルで提案してください。

⁴ プロポーザル作成の段階で、必要と思われる自然条件調査の項目がある場合は、プロポーザルに記載すること。ただし、提案された自然条件調査の必要性は、調査の進捗に応じて最終確認するため、当初の契約（特記仕様書）に含めない。このため、当該自然条件調査の経費については、見積書には含めないこととする。

⑤ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

⑥ その他 1（融資非適格項目）

- I. 用地取得・補償等
- II. 関税・税金
- III. 事業実施者の一般管理費

⑦ その他 2

- I. 完成後の委託保守費
- II. 初期運営資金
- III. 移転地整備に係る費用
- IV. 研修・トレーニング費用、広報・啓発活動等に要する費用
- V. 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてその算出方法を発注者から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者が提供するコスト計算支援システム（エクセルファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、上記マニュアルを参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(10) 経済・財務分析及び運用・効果指標の検討

本事業を定量的効果と定性的効果に分類して評価する。

定量的効果については、定量指標（運用・効果指標）を選定してコートジボワール側関係機関に提示、指標の設定に必要な情報・データを入手した上で、その目標値についてコートジボワール側と協議し、ベースライン値と事業完成後2年後を目途とした目標値を設定する。なお、本事業については、定量指標（運用・効果指標）として、設備稼働率、送電端電力量、送電損失率、停電回数等を想定している⁵。目標値の設定に当たっては目標値の根拠、値の妥当性についてもコートジボワール側関係機関と協議、確認する。将来事業評価を実施するに当たっての留意事項についても整理してコートジボワール側関係機関に提示し、意見を求め、整理する。

また、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR、FIRR）を算出すること。内部収益率の算出に当たっては、計算の基となる費用及び便益について、コートジボワール側関係機関と、費用・便益項目、値（金額）、値の算出根拠を協議の上、将来的な資機材価格の変動、為替リスク等を踏まえた感度分析も行ったうえで内部収益率を算出する。

(11) 本事業実施方針の策定

⁵ これらに加えて、本事業の効果を事業実施前後の変化で定量的に比較することが可能な指標があれば、プロポーザルで提案を行うこと。

1) 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に、プロジェクト実施に際し以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法（案）」として発注者に提出する。

① コートジボワールにおける類似事業の調達事情

- ・ 電気設備及び一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、入札補助、施工監理）の一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情
- ・ 鋼材、セメント等の必要な資材及び機材の調達事情

② 入札方法、契約条件の設定

- ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針、使用する JICA 標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法

- ・ International Consultants の採否
- ・ ショートリストの策定プロセス
- ・ コンサルタントのプロポーザル評価の承認にかかる権限・プロセス等

④ 施工業者の選定方法

- ・ PQ:Pre-Qualification 条件の設定
- ・ LCB:Local Competitive Biding の採否
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限、プロセス等

⑤ 契約マネジメント

施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの条件などの過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。

2) 施工期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。

(12) 事業実施体制

コートジボワールで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業の実施における責任、監督、実施体制を確認する。発注者が先行実施した情報収集・確認調査で確認済みの情報を踏まえ、特に追加すべき部分について、具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理し、必要な体制について提案する。

- 1) 実施機関全体の所掌業務、組織構造、財務状況、人員体制（法的位置づけを含む）
- 2) 実施機関の本事業実施上の責任・監督・実施体制（指揮命令系統、人員体制等の枠組み、法的位置づけを含む。）
- 3) 実施機関の本事業にかかる安全管理、品質管理、スケジュール管理、会計監理、行政手続き、環境社会配慮にかかる体制、能力
- 4) 実施機関の当該類似事業実施の経験
- 5) コートジボワール国内での資金フローの確認（借入人、借入人が政府である場合の CI エナジーへの資金の流れ、返済原資の負担者等の確認）

(13) 運営・維持管理体制

本事業終了後の維持・管理体制について確認、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。本事業の中で新たに導入される資機材等については、点検マニュアルの作成や維持管理にかかる OJT の実施等のコンサルティングサービスの要否についても確認する。

なお、民間事業者がコンセッション契約に基づき維持・管理を行う場合、当該コンセッション契約の内容、官民の役割分担など維持・管理体制に関わる責任分担について確認、整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

(14) 環境社会配慮にかかる調査の実施

- 1) JICA 環境ガイドライン、及び 5. (4) の方針に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、コートジボワール側と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は以下の通り。
 - ① ベースとなる環境社会の状況（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済、社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - I. 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - II. JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - III. 関係機関の役割
 - ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
 - ④ 影響の予測
 - ⑤ 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
 - ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）案の作成
 - ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
 - ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

(15) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、調査の過程で大規模ではないが住民移転が生じる、又は用地取得が生じると判断された場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案の策定が必要な場合には、発注者・受注者協議して、契約変更を行う。

簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(16) コンサルティングサービスの実施計画案の策定

事業実施に際して必要となるコンサルティングサービス（詳細設計・入札補助、

施工監理等)の内容(TOR案)とその規模(M/M)について、コストブレイクダウンを提案する。TORには、詳細な業務内容、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」(2012年4月)に基づく必要な記載事項を含める。

(17) インテリム・レポートの作成、説明及び協議

第一次現地調査を終えた時点でフィージビリティの概略結果並びに代替案のプレ評価の結果をインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについては、ドラフトを作成し、発注者と協議をした上で必要な修正を行い、コートジボワール側と協議し、コメントを取りまとめること。なお、ドラフトの提出に当たっては発注者が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(20) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

インテリム・レポートに対するコートジボワール側のコメントを受け、必要に応じ追加情報やデータの収集を行い、すべての調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、発注者に提出、説明し、協議する。発注者からのコメントを踏まえ修正したレポートをコートジボワール側に説明、内容につき協議・確認を行う。なお、ドラフトの提出に当たっては発注者が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(21) ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対するコートジボワール側のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成し、発注者に説明及び協議を行い、発注者からのコメントを反映させ、最終版を作成、発注者に提出する。

(22) 気候変動対策

本事業の実施により送電効率化を図り送電ロスが改善され、温室効果ガスの排出削減効果が期待される。JICA 気候変動対策支援ツール(緩和策)(2014年3月)を参考に、温室効果ガス排出削減効果を確認する。

(23) ジェンダー主流化ニーズの確認

調査の実施に際しては、事業対象地域の社会(や家庭内に)における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組を事業内容に反映させる。

(24) リスク管理シート(案)の作成

本事業の実施にあたって予想される事業リスクを洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提案する。さらに、審査段階及び案件監理段階において発生しうるリスク事項の特定及び対応策をまとめ、別途発注者が提供するリスク管理表の様式にて作成する。事業リスクについては、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本業務においてコートジボワール側と十分協議、確認すること。

(25) ファクトファインディングミッション及びアプレイザルミッションへの協力
2019 年 11 月頃発注者が派遣予定のファクトファインディングミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う。

また、2020 年 3 月頃発注者が派遣予定のアプレイザルミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッション日程に一部同行し情報共有や案件検討に向けた支援を随時行う⁶。

なお、ミッション派遣日程については変更の可能性があるため、派遣時期については発注者に確認すること⁷。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成し発注者に提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。その際、各レポートの内容に修正が生じた場合は速やかに対応を図った上で、コートジボワール側への提出及び説明を行うものとする。

(1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は4) ファイナル・レポートとし、提出期限は2020年6月30日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、発注者への事前提出に当たっては発注者が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

1) インセプション・レポート

記載事項：既存情報の分析結果、業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内（2019年9月上旬頃）

部数：和文10部（簡易製本及び電子データ）、仏文10部（簡易製本及び電子データ）

2) インテリム・レポート

記載事項：概略設計、代替案のプレ評価、環境アセスメント報告書案、簡易住民移転計画案、概略事業費等

提出時期：調査開始後3か月以内を目途（2019年11月上旬頃）

部数：和文10部（簡易製本及び電子データ）、仏文10部（簡易製本及び電子データ）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：全調査結果（要約含む）

⁶ ファクトファインディングミッション及びアプレイザルミッションへの協力に係る業務量としては、それぞれ現地業務日数3日として見積書を作成してください。

⁷ ファクトファインディングミッション及びアプレイザルミッションの日程を勘案し、現地業務日程を立案してください。ミッション派遣時期が変更され、受注者の渡航回数が増加する場合は、旅費（航空賃）の増額について、契約変更の交渉に応じます。

提出時期：調査開始後の6か月以内を目途（2020年3月上旬頃）

部数：和文10部（簡易製本及び電子データ）、仏文10部（簡易製本及び電子データ）

4) ファイナル・レポート

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントに対応して必要な修正を行ったもの

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するコートジボワール側コメント提出から1か月以内を目途（2020年6月30日）

部数：本体（製本） 和文10部、仏文10部、英文5部、CD-R 5部

簡易製本版（※）和文5部、仏文5部、英文5部

（※）ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むことから、調査終了後速やかに公開するため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版も作成する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者（アフリカ部）と十分に協議の上、決定する。

- ・ コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ・ 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ・ 民間企業の事業や財務に関わる情報

5) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R 3部

（2）その他の提出物

1) 議事録等

インセプション・レポート、インテリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートに係る先方実施機関等との協議については議事録（M/M）を作成し、発注者に速やかに提出する。本議事録については、機構コートジボワール事務所とも共有すること。

2) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を発注者へ提出する。

3) リスク管理シート

円借款の事業実施におけるリスクを把握するため、発注者（アフリカ部）の指定する様式を使用して、リスク分析を行い、発注者（アフリカ部）へ提出する。

4) 当国政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。本文書については、機構コートジボワール事務所とも共有すること。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：電力セクターにかかる各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／系統解析・計画（2号）

➤ 送電設備（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／系統解析・計画）】

a) 類似業務経験の分野：系統解析・計画にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：コートジボワール国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 送電設備】

a) 類似業務経験の分野：送電設備にかかる各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：コートジボワール国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2019 年 8 月下旬より業務を開始し、2020 年 6 月下旬の終了を目途とする。各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- (1) インセプション・レポート 2019 年 9 月上旬
- (2) インテリム・レポート 2019 年 11 月上旬
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート 2020 年 3 月上旬
- (4) ファイナル・レポート 2020 年 6 月下旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 34 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- i) 業務主任者／系統解析・計画（2 号）
- ii) 電力需要予測
- iii) 送電設備（3 号）
- iv) 配電設備
- v) 変電設備
- vi) 電力土木
- vii) 環境社会配慮
- viii) 経済財務分析
- ix) 施工・調達計画/積算
- x) 実施体制・維持管理

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。上記業務に係る経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積については参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- 自然条件調査（平面測量、ボーリング調査等）（必要と判断された場合）
- EIA の実施補助
- 簡易住民移転計画案策定（必要と判断された場合）

(4) 対象国の便宜供与

実施機関となるCIエナジーからの調査団への便宜供与の主な内容は以下の通り。

- 1) 安全関連情報及び安全確保に必要な支援の提供
- 2) 医療サービスを受けるために必要な情報及び支援の提供
- 3) 調査に必要な情報、データの提供（他機関から購入しなければならないデータ等については調査費の中に計上すること）
- 4) カウンターパートの配置
- 5) 現地調査に必要な許可証等の取得にかかる支援

(5) 安全管理

【コートジボワール全般】

コートジボワールに渡航する場合は、渡航先の治安状況及び渡航可否に係る機構コートジボワール事務所見解を確認し、渡航日の5勤務日前までにメールで事務所に対し、①派遣日程表（同国内での移動先・移動日程を含めたもの）、②渡航者情報、について連絡し、渡航承認を申請すること。

【大アビジャン圏以外】

大アビジャン圏以外の地域で活動を行う場合は、以下の点の対策を講ずること。

- ・ アビジャン以外の地域 への業務出張は、別途事務所承認項。遅くとも3営業日前まで（活動拠点からの日帰り移場合は前営業まで）に、事務所に出張・滞在日程、メンバー、現地連絡先及び滞在を明記し、申請すること。
- ・ 日没後の都市間移動は禁止。
- ・ 常に携帯電話など連絡が取れる体制を整えると共に、衛星携帯を携行すること。
- ・ 目的地到着後、事務所担当所員に安着の連絡を必ず入れること。
- ・ 移動単位チームごとに、運転手以外のフランス語話者を必ず含めること。

1) 安全な宿舎の手配

- ・ 業務出張による滞在可能都市は以下のとおりです。渡航予定がある場合は事前に事務所に相談してください。
※安全確認済み宿泊施設が存在する都市（ヤムスクロウ、ブアケ、ボングアヌ、フェルケセドゥグウ、コロゴ、オディエネ、アボアソ、グランラウ、サンペドロ、ガニョア、マン、ダロア、ササンドラ）
- ・ アビジャン・地方出張共に宿泊先は原則としてコートジボワール事務所が指定したホテルでの宿泊に限定する。
- ・ コンサルタント等が宿泊先を直接手配する場合もコートジボワール事務所指定のホテルとする。また、「コンサルタント等契約における宿泊料の例外的取り扱い」に基づき宿泊費は領収書による実費精算とし、一部の高額なホテルについては事前に監督職員との打ち合わせ簿を要するものとする。

2) 通信手段

- ・ 携帯電話を常に通話可能状態とし、必要な緊急連絡先を登録するとともに、携帯電話を窃取された場合に備え連絡先を携行すること。

3) 移動手段

- ・ メータータクシー（オレンジ色）の利用は極力避ける事。夜間は利用禁止。乗合路線タクシー（ウォロウオロ）は終日利用禁止。
- ・ 市内移動は車両移動を原則とする。車両移動中は鍵をかけ、窓を閉めること。

4) 空港利用

- ・出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とすること。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS版）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割

されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

（２）以下の費目については、別見積りとしてください。

- １）旅費（その他：戦争特約保険料）
- ２）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- ３）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）以下の費目（直接経費）については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額です。また、業務実施に際して、各費目内訳の中で流用が可能です。

- １）本邦招へいにかかる直接経費（国内事業費）^８： ５００千円
- ２）現地再委託費（再委託費）： ５，０００千円
 - 環境社会配慮関係業務 ５，０００千円

注）環境社会配慮関係業務として現地再委託経費を定額で計上してください。
本経費は、環境社会配慮に係る関連情報を収集するために必要な経費としますので、再委託ではなく、「特殊傭人費」として支出することも認めます。

（４）以下の業務については、以下に示す業務量で見積もってください。

- １）ファクトファインディングミッション支援業務： ０．１０人月
- ２）アプレイザルミッション支援業務： ０．１０人月
- ３）本邦招へい支援にかかる業務： ０．５人月

（５）旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒ドバイ⇒アビジャン（エミレーツ航空）
東京⇒アディスアベバ⇒アビジャン（エチオピア航空）

（６）本件業務については、大アビジャン圏以外での踏査等が予定されていますが、業務の大半は大アビジャン圏で実施されることを想定しているため、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とはしません。

６．配布資料／閲覧資料等

（１）配布資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆執務要領
- 「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html
- リスク管理シート
- IRR 算出マニュアル
- 先方実施 F/S 及び D/D 等（５．（５）２）に記載のもの）

^８ 研修員／被招へい者の受入に係る経費（航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等）や研修監理員／同行案内人に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません。詳細は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」をご参照ください。

(2) 公開資料

- 「コートジボワール国電力セクターに係る情報収集・確認調査」最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040148.html>
- 「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」
最終報告書要約編
http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_500_12308805.html
- The project on the corridor development for west Africa growth ring master
plan: final report Vol.1~3
(Vol1.)
http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_500_12308821.html
(Vol2.)
http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_500_12308839.html
(Vol3.)
http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_500_12308847.html

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(45)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他（迅速化の取り組み）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／系統解析・計画</u>	(30)	(13)
ア) 類似業務の経験	12	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／系統解析・計画</u>	()	(13)
ア) 類似業務の経験		6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>送電設備</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 業 務 名 称 | 案件名 |
| 2 | 対 象 国 名 | 国名（地域名） |
| 3 | 履 行 期 間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 | 契 約 金 額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おののおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- （5）附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： アフリカ部アフリカ第四課の課長
- （2）分任監督職員： なし

（契約の分割）

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- （1）第○期： 00年0月～00年0月
- （2）第○期： 00年0月～00年0月
- （3）第○期： 00年0月～00年0月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

（契約約款の変更）

第●条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第●条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション】

(部分払)

第○条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第○次中間報告書の作成
(中間成果品：第○次中間報告書)
(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-